

# 「被害実態なぜ調査しない」



## ビキニ被曝訴訟 初弁論

### 元漁船員遺族2人が意見陳述

米国が1954年に太平洋・ビキニ環礁周辺で実施した水爆実験で、被曝した県内の元マグロ漁船員とその家族らが、全国健康保険協会（東京都）に対して、労災申請にあたる船員保険の適用を不認定とした処分を取り消しと、国に対して計約760万円の損失補償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が31日、高知地裁であった。

原告側が開示した答弁書によると、同協会と国側はそれぞれ請求棄却を求め、争う姿勢を示している。訴訟では、船員や家族ら

「ビキニ事件はまだ終わっていない！」と書かれた横断幕を掲げて高知地裁に入る原告ら＝高知地裁

12人が、被曝と健康被害の因果関係を認めずに不認定とした処分の取り消しを、さらに、家族2人を加えた計14人が損失補償を求めている。この日は原告側の意見陳述があり、元漁船員の遺族2人が「なぜ、政府が被害の実態調査をしないのか」などと訴えた。

船員をたくさん見てきた。国や全国健康保険協会は、現場の声を聞いてほしい」と訴えた。

元漁船員らを支援する太平洋核被災支援センター（宿毛市）の山下正寿事務局長は、広島原爆投下後に降った「黒い雨」をめぐり、国の援護対象地域外にいた原告たちを「被爆者」と認めた29日の広島地裁判決に触れ、「元漁船員も広島と同じように放射線由来の可能性がある病気を発病している。被曝と健康被害との因果関係を認めてほしい」と話した。

## ビキニ労災 初弁論

### 協会けんぽ 棄却求める

高知地裁

1954年に米国がビキニ環礁で行った水爆実験で被曝した県内の元船員12人（うち故人8人）と遺族ら計14人が、労災認定に当たる船員保険の適用を求め、全国健康保険協会（協会けんぽ）に対する保険不適用処分の取り消しと国への損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が31日、高知地裁であり、被告側は「いずれも訴えの棄却を求めた。」

部が東京都にあるとして審理を東京地裁に移すよう申し立てた。藤倉徹也裁判長は原告側に対し、8月末までに申し立てへの意見を示すよう求めた。

原告側は、昨年12月に胆管がんで亡くなった元船員の増本和馬さんの妻、美保さん（79）ら2人が意見陳述。美保さんは「主人は多くの病気と戦い、子や孫も放射能の影響を心配している。主人の無念を引き継いでこの訴訟

を戦う」と訴えた。訴状によると、船員らは水爆実験で被曝し、がんなどを発症した。協会は元船員の推定被曝線量から職務との関連を否定し、2018年までに船員保険を不適用としたが、被曝との因果関係は十分認められる。

また、政府は実験後に日米合意に基づき政治決着を図り、船員らは米国への損害賠償請求権が行使できなかった」とし、国に計758万円の支払いを求めている。

閉廷後、原告側の南拓人弁護団長が会見し「被災者は高知県にいますので、高知地裁でやるべきだ」と移送申し立てに反論する姿勢を示した。また、原告側は同日、県に健康相談会の実施などを求める要望書を出した。

（板垣篤志）